



平成20年第4回横手市議会6月定例会の経過

- ◆9日 本会議……………定例会初日は、市長の所信説明などの後、議案が上程され、説明と質疑・答弁が交わされました。一般会計補正予算を予算特別委員会に、その他を4つの常任委員会に、それぞれ付託しました。
- ◆16～18日 本会議……………3日間にわたり、一般質問が行われました。11名の議員が登壇し、市政運営についてさまざまな議論が交わされました。
- ◆19～20日 各委員会……………常任委員会と予算特別委員会が開かれ、付託された案件について、詳細にわたり審議が行われました。詳細は、4～5ページです。
- ◆27日 本会議・委員会……………最終日には、会期中の14日に発生した岩手・宮城内陸地震被害の復旧費などの補正予算が上程され、予算特別委員会に付託されました。本会議では、当局提案の議案34件は全て提案どおり可決、請願・陳情合わせて9件の採決の結果は11ページのとおりです。また、市庁舎建設問題等調査特別委員会の設置も可決され、19日間の会期を閉じました。

国民健康保険制度の大幅改正

国の制度変更に伴い、横手市でも条例や制度の改正案が上程され、活発な審議が行われました。

なぜ、国民健康保険税条例を改正するのか

横手市では、医療保険制度改正により、75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が4月から開始されたことや、公的年金からの特別徴収を10月から実施したためとの説明がありました。

なぜ、いま税率を統一するのか

横手市の国民健康保険税については、市町村合併協議会の協議で、旧市町村ごとに税率が異なっていたものを、合併後3年以内に統一することで進められてきました。

今回の制度変更で、退職者医療制度が廃止となり、医療費の負担増が予想される方が国民健康保険制度に新たに加入することや、納税率の高い高齢者が後期高齢者医療制度に移るなど、状況が大きく変わりました。

このため、新たな制度に対応す

ることを検討した結果、全市で国民健康保険税の税率を統一しようとするものであるとの説明がありました。

改正案は、原案どおり可決される

この改正案については、厚生常任委員会でも論議され、最終日には、改正案に反対する討論を経て、起立による採決の結果、賛成者多数により可決されました。

また、関連する陳情3件のうち、後期高齢者制度の見直しや廃止を求める陳情2件は賛成多数で採択となりました。